

NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブ玉縄 規約

第1章 名称・活動本拠地

第1条 本クラブは事務局を鎌倉市植木 78 番地に置き、NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブ玉縄及び湘南ルベント SC 玉縄という。

第2条 本クラブの活動の拠点は神奈川県および近隣地域とする。

第2章 目的

第3条 本クラブはサッカーのみならずスポーツを愛する青少年及び青少年の健全な育成を望む家族に対して、地域に根ざし、真心のこもった技術指導及び社会生活における青少年の健全育成に関する事業を行い、全ての人々がスポーツを介して健やかに暮らせる地域社会づくりと地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。また、NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブの定めた定款を逸脱することはできない。

第3章 クラブ員

第4条 本クラブのクラブ員は小学生男子及び女子とし、本クラブの指定する練習会場まで通える者、保護者の承諾を得た者、且つ、本クラブ事務局の承諾を受けた者とする。

第5条 本クラブのクラブ員は別途に定める選手心得・諸規則を遵守しうる者が入部を許可され、これに反する行為をした場合は協議のうえクラブ員の資格を剥奪されることがある。

第6条 本クラブへの入部に際し入部希望者の体力・技術に対する審査はしない。

第7条 本クラブのクラブ員は別途定められた方法で会費を滞納することなく会計に納入しなくてはならない。

第8条 本クラブに無断で、他クラブへの移籍、セレクションをうけることはできない。希望がある場合は、速やかに事情を説明し、移籍承諾書を申請するものとする。

第4章 組織・運営

第9条 本クラブはNPO 法人湘南ルベントスポーツクラブの組織として運営され、その定款に基づき活動するものとする。

第10条 本クラブの運営については NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブの事務局がその任に当たり、その必要ある場合に限りクラブ員の保護者の協力を要請することもある。

第5章 保護者連絡会の開催

第11条 本クラブの運営その他行事等の説明もしくは保護者間の親睦を兼ねた保護者連絡会を随時、事務局が開催する。

第6章 会計

第12条 本クラブの運営経費は会費および寄付金・助成金をあてる。

第13条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 本クラブのクラブ費は毎年年度末に翌年分を実績に照らし、検討のうえ NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブ総会が決定する。

第7章 報酬

第15条 本クラブのコーチの報酬は会費及び寄付金・助成金より捻出する。

第8章 規約変更

第16条 本規約は NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブ総会の決定により、変更することができ、保護者連絡会もしくは書面にてクラブ員に通知する。

第9章 補足

第17条 年会費として 15,000 円を 4 月初頭、徴収する。但し、同一家族の二人目以降は、12,000 円とする。年度途中での入部の場合はその時期を勘案して事務局が決定する。

第18条 年会費は途中で退部した場合返還しない。

第19条 本クラブ員は入部と同時に別途定めるスポーツ保険に加入することを義務づけられる。

第20条 ユニフォームは個人持ちとし4月に購入する。背番号については新年度に学年担当コーチが決定する。

第21条 練習日は原則として土曜日・日曜日・祝日とする。詳細は事務局から連絡する。

第22条 付き添い当番は原則なしとするが、合宿、遠征など大きな行事にはクラブからの要請に基づいて協力する。

第23条 クラブ員の練習・試合等の会場までの往復時の事故等については、遠近にかかわらず、別途定める選手心得により極力防止するよう指導するが、その責は本クラブ及び NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブとしては一切負わない。

第24条 クラブ員の練習・試合中のケガについてはその対処はするが、その責は本クラブ及び NPO 法人湘南ルベントスポーツクラブとしては一切負わない。